

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
1	生涯学習課 建設部	スポーツ振興課 道路課	日居城野運動公園近辺の 環境・景観について	日居城野運動公園は、野球場、陸上競技場、総合体育館、テニス コートなどたくさんの施設がある。周辺には花巻東高校やキラキラモ- ルなどの施設もあり、多くの方に利用していただいている。空き缶や ペットボトルのポイ捨てがあり、地域住民が持ち帰ったりしている。 もっと多くの方に利用してもらい、また来たいと思ってもらえるような 施設になればいいなと思い、次の3点について伺う。 ①日居城野運動公園内に、施設の新設・改修の計画はあるか。 ②駐車場の拡張等の計画はあるか。 ③枇杷沢川水辺公園について、昨年掃除していただき綺麗になった が、葎がびっしり生えている状況である。今後のどのように改善される か伺う。	①施設の新設・改修の計画について 【生涯学習部長】 現時点で、日居城野運動公園内の施設を新築する計画はない。既存施設の主な改修の計画は、今年度、総合体育館の冷暖房設備の更新、テニスコートの人工芝の張替、女子野球タウンに認 定されたこともあり、花巻球場女子選手用トイレの改修を予定している。来年度は、総合体育館の雨漏り改修と自動火災報知器更新、陸上競技場のトラック改修、花巻球場のトイレ及び控室等の 改修を予定している。このほか、小規模な修繕は随時行っている。 高速道路の駐車場とテニスコートの間の用地は、多目的コートという位置付けになっており、現在スポーツ利用としてはベタンク大会に利用されている。ハーフマラソン大会や各種スポーツ大会 で駐車場が満車になる見込みの場合は臨時駐車場として利用している。駐車場利用を前提に多目的コートを全面舗装することも考えられるが、費用がかかることから、当面は舗装をせず現状の まま利用していきたいと考えている。 ②駐車場の拡張等の計画について 【生涯学習部長】 日居城野運動公園内には4つの駐車場を備えている。花巻球場隣接の第1駐車場は普通車207台、花巻東高校向いの第2駐車場は普通車63台バス8台、陸上競技場北側の第3駐車場は普通 車183台バス18台、総合体育館隣接の第4駐車場は普通車604台分となっている。第3駐車場は花巻球場での大会開催日において満車となるほか、第4駐車場は公園内のイベントや総合体育館 での大会開催規模により満車となる時がある。各駐車場が満車となった際や満車が見込まれる場合は、状況に応じて、多目的コートや、第3駐車場南側のちびっこ広場、更に南側の多目的広場 を臨時駐車場として開放している。 路上駐車については、第3駐車場が満車となった際に、駐車場入口の道路において散見されると伺っており、指定管理者である花巻市スポーツ協会において注意喚起を行っていただくほか、日 居城野運動公園内で開催するスポーツ大会やイベント主催者において来場者数を把握し、臨時駐車場の活用や駐車場誘導員の配置等により対応していただくよう周知に努めていきたいと考えて いる。 ③枇杷沢川水辺公園の景観について 【建設部長】 枇杷沢川水辺公園は、日居城野運動公園整備の一環として整備を進め、平成7年2月20日に供用開始した。地域の皆様に親しんでいただけるような親水護岸構造を有した親水公園となっており、 供用開始後30年が経過した水辺公園となっている。 枇杷沢川水辺公園上流域の河川公園においては、都市政策課公園緑地係からの除草業務委託について、新田自治会のご協力により河川法面の除草作業をいただいているほか、早朝一斉清 掃時には地域の皆様で河川周辺の清掃作業等を実施頂いており、地域の皆様の日々のご協力に感謝申し上げます。 そのほか、河川内の堆積土砂や草木の撤去等の浸漑作業は、令和2年度に創設された国の起債制度である緊急浸漑推進事業債という市財政上優位となる起債制度を活用し、定期的に管理 河川の土砂撤去や川底の草の除去等、治水能力の健全化に努めている。 葎がすぐに生えてくるということに対しての抜本的な対策について、川底に日光が当たらないようにすることで葎が生えないようにする暗渠化や、河床をコンクリート化する等の対策が考えられる が、親水エリアとしての使われ方を考えると、そのような大規模な対策はなじまないものと考えており、仮にそれらの対策をしたとしても、上流域からの土砂の流入を防止することは困難であること から、定期的な浸漑が必要であることは現状と変わらず、有効な手立てが取れないことから、今後においても、定期的な浸漑作業を継続して実施してまいりたいと考えている。 なお、下流域の管理者である岩手県においても、烏海神社より下流域において、今年度河川浸漑を実施する予定と伺っている。 【スポーツ振興課長】 枇杷沢川水辺公園は日居城野運動公園の一部として、スポーツ振興課も管理している。水辺公園の階段について、昨年市民から、雨が降ると階段が滑って危険だというお話を伺い、公園内の 4つの階段のうち2つの階段の勾配が急で滑りやすいこと、石畳部分の玉石が滑りやすいことを確認した。階段部分の整備と、石畳部分の玉石を撤去して芝生化する改修を8月から実施する予定 である。	【道路課】 枇杷沢川水辺公園は、日居城野運動公園整備の一環として整備を進め、平成7年2月20日に供用開始した。地域の皆様に親しんでいただけるような親水護岸構造 を有した親水公園となっており、供用開始後30年が経過した水辺公園となっている。 枇杷沢川水辺公園上流域の河川公園においては、都市政策課公園緑地係からの除草業務委託について、新田自治会のご協力により河川法面の除草作業をい ただいているほか、早朝一斉清掃時には地域の皆様で河川周辺の清掃作業等を実施頂いており、地域の皆様の日々のご協力に感謝申し上げます。 そのほか、河川内の堆積土砂や草木の撤去等の浸漑作業は、令和2年度に創設された国の起債制度である緊急浸漑推進事業債という市財政上優位となる起債 制度を活用し、定期的に管理河川の土砂撤去や川底の草の除去等、治水能力の健全化に努めている。 葎がすぐに生えてくるということに対しての抜本的な対策について、川底に日光が当たらないようにすることで葎が生えないようにする暗渠化や、河床をコンクリー ト化する等の対策が考えられるが、親水エリアとしての使われ方を考えると、そのような大規模な対策はなじまないものと考えており、仮にそれらの対策をしたとして も、上流域からの土砂の流入を防止することは困難であることから、定期的な浸漑が必要であることは現状と変わらず、有効な手立てが取れないことから、今後にも においても、定期的な浸漑作業を継続して実施してまいりたいと考えている。 なお、下流域の管理者である岩手県においても、烏海神社より下流域において、令和7年度に河川浸漑を実施した。 【スポーツ振興課】 ①施設の新設・改修の計画について 現時点では、公園内に施設の新設予定なし。令和7年度は、総合体育館の冷暖房設備の更新、テニスコートの人工芝の張替、花巻球場女子選手用トイレ等を実 施。令和8年度以降も、老朽度調査結果をふまへ順次修繕・改修を行う予定。 ②駐車場の拡張等の計画について 駐車場の拡張の計画はない。路上駐車については、指定管理者である花巻市スポーツ協会において注意喚起を行っていただくほか、日居城野運動公園内で開 催するスポーツ大会やイベント主催者において来場者数を把握し、臨時駐車場の活用や駐車場誘導員の配置等により対応していただくよう周知に努める。	
2	市民生活部 建設部 生涯学習部	生活環境課 都市政策課 スポーツ振興課	不法投棄防止看板について	市営球場周辺で犬のフンを放置している人がいるので、看板をもらい に生活環境課に行ったら、都市政策課に行ってくれと言われた。都市 政策課で看板をもらえなかったが、都市政策課では予算がなく看板 はないと言われたが、申請書を書いた。次にスポーツ振興課に行くよ うに言われ、スポーツ振興課でも申請書を書いた。看板は結局生活環境 課でもらった。たらい回しにされたように感じた。 もらった看板は「きれいなはなまきをありがとう」と大きく書いてあり、 ベットのフンについては下に書いてあり、がっかりした。北上市の看板 は大きく「犬のフンは持ち帰ってください」と書いてある。北上市のよ うな看板を作ってほしい。	ご不便な思いをおかけし大変申し訳なかった。 看板の記載内容についてご意見があったことを、担当課に伝える。 【生活環境課補足】 ・不法投棄防止看板を交付する際は、設置する土地の所有者から看板を設置することの承諾を得ていることを確認するため、看板交付申請書へ承諾していることを確認できる書類等の添付を依 頼している。 ・地域の衛生組合長が「わかたけ公園」への看板設置を希望されたことから、当該公園の管理者である都市政策課に公園占用許可申請を行い、交付された公園占用許可書を看板交付申請書に 添付するよう説明したうえで、都市政策課へ案内したものの。 ・交付した看板は、「きれいなはなまきをありがとう ベットのフンは持ち帰ろう、空き缶やゴミはポイ捨てしないで」と書かれているもので、現物を確認いただいたうえで申請書を受け付け、交付して いる。 ・ベットのフンを対象とした看板の作成については、公衛連等の意見を伺いながら検討する。 【都市政策課補足】 4月21日に来庁され、わかたけ公園に犬の散歩に来てフンを片付けない人が多いため地区の役員で話し合い、生活環境課から提供される注意喚起の看板を公園内に設置することにしたが、看 板の提供を受けるために施設管理者から許可を取る必要があるため手続きを知りたいとの問い合わせがあり、公園占用許可申請書に設置する看板の仕様と設置箇所及び枚数が分かる資料を 添付して提出いただくことを説明した。その後、4月28日に申請書の提出を受けたが、この際に日居城野運動公園にも看板を設置したいとの相談があったため、施設管理者であるスポーツ振興課 へ案内したものである。 【スポーツ振興課補足】 ・現在、日居城野運動公園内の20か所にベットのフン持ち帰りを促す看板が設置されており、うち9か所は令和7年度に新設したもの(R7.5地区設置4か所、R7.6市設置5か所)。 ・懇談会での発言を受けて球場周辺におけるベットのフン放置状況を指定管理者が確認した結果、令和7年7月における球場周辺での放置は見つからなかったとのこと。	【都市政策課補足】 4月21日に来庁され、わかたけ公園に犬の散歩に来てフンを片付けない人が多いため地区の役員で話し合い、生活環境課から提供される注意喚起の看板を公園内に設置することにしたが、看板の提供を受けるために施設管理者から許可を取る必要があるため手続きを知りたいとの問い合わせがあり、公園占用許可申請書に設置する看板の仕様と設置箇所及び枚数が分かる資料を添付して提出いただくことを説明した。その後、4月28日に申請書の提出を受けたが、この際に日居城野運動公園にも看板を設置したいとの相談があったため、施設管理者であるスポーツ振興課へ案内したものである。 【生活環境課】 当日の発言により回答済み 【スポーツ振興課】 日居城野運動公園内の20か所にベットのフン持ち帰りを促す看板が設置されており、うち9か所は令和7年度に新設したもの(R7.5地区設置4か所、R7.6市設置5か所)。 懇談会での発言を受けて球場周辺におけるベットのフン放置状況を指定管理者が確認した結果、令和7年7月における球場周辺での放置は見つからなかったとのこと。	完了

				年度末(3月末)の状況		【対応】 未着手・継続中or完了	
	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)		
3	商工観光部	商工労政課	雇用の場の確保について	日本全体で人口が減少している中、花巻市においても年々人口が減少しており、今後更に減少していくことが予想される。高校大学を卒業後、花巻市を離れて就職することが少子高齢化の要因であり、問題解決のため、花巻市に雇用の場を確保することが重要と考える。若者が花巻市に住んで、地域や近隣の地域に勤めて生活する流れが出来ればよいと思い、次の3つについて伺う。 ①花巻市における工業団地の数と工業団地内の事業所数の推移について ②従業員数の推移について ③現在行っている支援策や今後について	花巻市内の産業団地は、造成中の花南産業団地を除き15か所あり、現在の立地企業は70社ある。分譲面積は190.1haで、そのうち分譲面積面積は182.5ha、分譲率は96.0%となっている。主な産業団地としては、二枚橋地区にある第一工業団地は隣接するテクノパークを含め面積53.7ha、立地企業数は18社、北湯口地区にある第二工業団地は面積45.8ha、立地企業数は10社、いわて花巻空港に隣接する流通業務団地は面積32.5ha、立地企業数は20社となっている。第一工業団地と第二工業団地は岩手県土地開発公社による開発であり、流通業務団地は国の公団による開発である。なお、未分譲用地は第二工業団地に3区画計6.7ha、流通業務団地に2区画計0.9haとなっている。 従業員数については、産業団地内に特化した調査は実施していないが、市が関与して誘致した企業91社に対し昨年7月1日現在で調査を実施しており、91社中81社から回答があった。調査結果は、正規雇用者数3,303人、非正規雇用者数1,695人の計4,998人であり、このうち外国人は技能実習生を含み68人であった。 国が概ね5年に1回実施する経済センサスによると、花巻市内の事業所数は減少しているが、従業員数は増加している。また、花巻公共職業安定所の資料によると、各年度の4月から3月までの年度平均有効求人倍率は平成26年度から常に1倍を超えており、花巻市では職を求めている求職者数よりも求人が多い状態が恒常化しており、市内には一定の雇用の場が確保されているといえる。県内では北上市に次いで2番目となっている。 市内に進出を希望する企業や事業拡張あるいは移転先を探している地元企業の要望に応えきれないことから、新たな企業の受け皿となる産業団地として、令和6年3月に開通した花巻PAスマートインターチェンジに近接し、農業振興地域に指定されていなかった実相寺・山の神地区において、約32.9haの計画面積を有する花南産業団地の整備に取り組んでいる。 現在の整備状況については、花南産業団地中央部のB工区、約12.3haを先行して整備しており、昨年7月に8区画の分譲受付を開始し、そのうち造成が完了している4区画のうちの2区画約3.24haについて、本年3月に市内の物流事業者と約4億4千万円で売買契約を締結した。なお、計画によると、その事業者の花南産業団地における総投資額は約55億円、新規雇用予定者数は42名と伺っている。 また、他の6区画については、企業からの正式な分譲協議書の提出・申し込みまでには至っていないものの、関心を寄せている物流業や製造業の企業が複数以上あり、協議を進めている状況である。C工区及びA工区についても、花南産業団地に関心を寄せた企業に対し、整備スケジュールを示しながら、企業側の想定される進出時期を踏まえ、A及びC工区の計画を紹介している状況である。 現在整備を進めている花南産業団地の次の産業団地については、令和元年9月に策定した国土利用計画花巻市計画第二次において、現在整備中の花南産業団地である実相寺・山の神地区と、二枚橋地区、花巻第一工業団地北側の南寺林地区、流通業務団地付近の下似内地区、花巻PAスマートインターチェンジ付近の花南地区の5地区を新たな産業団地の候補地として位置付けている。このうち、令和2年度に一部市が造成分譲した二枚橋地区と花南産業団地の実相寺・山の神地区は、都市計画法に規定する用途地域が指定されており、このことにより早期の開発が可能であったことから、二枚橋地区は、その一部を市が造成のうえ大和ハウス工業㈱に売却し、同社において物流施設を設置した。さらに残りの部分についても、同社が市の民間産業用地整備促進奨励事業補助金を活用して独自に造成し、同様の施設を整備したところである。 残り3地区については、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる「農振法」に基づき、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として農業振興地域の雇用地域域となっており、これらの3地区を開発しようとする際には、このことが大きな課題となる。農地を農地以外の用途に転用するためには、農振法の規定に基づき「農業振興地域の雇用地域域から除外」する手続きが必要であり、同法律に定められた、①事業計画の必要性、規模の妥当性、緊急性、代替性及び他法令の許可認可の見込みがあること、②雇用地域域内における地域計画の達成に支障がないこと、③雇用地の集団化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、④農地の利用の集積に支障がないこと、⑤土地改良施設の有する機能に支障がないこと、⑥土地改良事業完了の翌年度から起算して8年以上を経過していること、の6つの要件全てを満たすことが必要である。 このうち①の「規模の妥当性」の要件を満たすためには、事業用地として転用する農地面積の算出根拠が必要となるため、雇用地域域からの除外を検討する際に、立地する特定の企業の工場や駐車場の配置計画などが具体的に決まっていることが必要であり、市が産業団地として造成した後、立地を希望する企業を募集し、用地を売却するというようなことを目的とした雇用地域域からの除外は現行の制度上認められない状況である。 また、⑥の「土地改良事業の実施完了の翌年度から起算して8年以上を経過していること」については、現在、本市において平成27年度から令和7年度を事業期間とする国営かんがい排水事業「豊沢川地区」により、用水の取水源である最上流の豊沢ダムの改修を実施しているところであり、この事業の受益地としては二枚橋地区、花巻第一工業団地北側の南寺林地区、流通業務団地付近の下似内地区、花巻PAスマートインターチェンジ付近の花南地区を含む旧花巻市の北上川西側地域の農地のほとんどが含まれている状況であり、今後8年間は原則として雇用地域域から除外できず、産業団地として整備することはできない。 以上のことから、花巻市内においては、都市計画区域の用途地域内に大規模な用地を確保できる場所が少なく、平場の農地のほとんどが農業振興地域雇用地域域となっているため、産業団地を整備する場所がほとんどない状況である。 その他の雇用確保対策としては、高度な技術を保有する研究開発型企業及び新規事業を展開しようとする企業を育成し、新たな雇用の確保を図るとともに、特色のある新事業の創出及び地域産業の発展のため、「花巻市新事業創出基盤施設」として、「花巻市起業化支援センター」、「花巻市ビジネスインキュベータ」、「花巻市資質工場」の計3つの施設を設置している。 各施設には入居施設としての機能が備わっており、花巻での事業展開を計画し一時的に活動拠点が必要な企業や起業化を自ら実施しようとする方に、貸研究室や貸工場を提供している。専任のコーディネーターが常駐し企業支援を実施し、市内での事業展開へ向けて支援を行っている。 なお、市内で既に事業展開をしている企業については、製造業や建設業をはじめ宿泊業、医療・福祉・介護関連など幅広い業種で人材確保が困難な状況であると伺っており、人材確保を支援するため、就職ガイダンス等への出席経費や求職求人サイトへの登録掲載費、求人を目的とした広報ツールの制作費等、人材確保・定着を目的とした事業に要する経費に対し補助金を交付するとともに、人口減少も視野に入れ、既存業務の省力化に資する製品や設備、ソフトウェアの導入等、人手不足解消のための省力化に係る経費に対する補助金の交付している。 その他、市内企業の人材確保を支援するため、自社の魅力発見・発信力の向上セミナー、職場定着セミナー、高卒新卒採用セミナーを開催した。今年度は、外国人人材雇用に関するセミナーも開催予定である。 高校生や既卒等の職を求めている方々に市内企業を知っていただくため、市内企業のWeb検索サイト「おしごとNAVI花巻」を令和5年2月より公開しており、求職者が市内にどのような企業があるのか企業名や業種などによって検索が可能となっているほか、企業の情報発信のツールとして活用いただいている。 加えて、高校生を対象に、市内企業に興味を持ってもらい、将来の職業選択のきっかけづくりの機会とするとともに、市内企業の人材不足解消の一助となるよう、市内企業見学バスツアーや市内企業合同説明会を開催するとともに、東京圏や県外からのU1ターン者向け支援を行っている。 今年度からは、日本学生支援機構が貸与する奨学金の返還義務があり、令和7年4月1日以降に市内に本社または本店がある企業に新たに常用雇用されるか、「ユースエール認定」「くるみ認定」「えるほし認定」「いわて女性活躍企業等認定」「いわて子育てにやさしい企業等認証」「いわて働き方改革推進運動」のいずれかを受けている、または参加している企業に新たに常用雇用されるか、市内に5年以上定住する意思のある方を対象に、奨学金の返還に対する花巻市日本学生支援機構奨学金返還支援事業補助金を新たに実施し、市内への定住と市内企業への就職の支援を行っている。 就職や仕事に関する相談窓口として、花巻駅前のビジネスインキュベータ内にジョブカフェはなまきを開設し、若年者に限らず求職者であれば年齢問わず利用することができ、キャリアコンサルタントが応募書類作成指導や面接指導等を行っている。	令和7年度末における花巻市内の産業団地数は、令和8年3月に供用開始した花南産業団地B工区を含め16か所であり、立地企業は72社である。分譲面積は197.3haで、そのうち分譲面積面積は186.1ha、分譲率は94.3%となっている。主な産業団地としては、二枚橋地区にある第一工業団地は隣接するテクノパークを含め面積53.7ha、立地企業数は18社、北湯口地区にある第二工業団地は面積45.8ha、立地企業数は10社、いわて花巻空港に隣接する流通業務団地は面積32.5ha、立地企業数は19社となっている。第一工業団地と第二工業団地は岩手県土地開発公社による開発であり、流通業務団地は国の公団による開発である。なお、未分譲用地は第二工業団地に3区画計6.7ha、流通業務団地に2区画計0.9haとなっている。 従業員数については、産業団地内に特化した調査は実施していないが、令和8年2月に市内企業に対し、労働関係実態調査を実施しており、誘致企業全89社中、45社から回答があった。調査結果は、正規雇用者数2,375人、非正規雇用者数1,086人の計3,461人であり、このうち外国人は技能実習生を含み69人であった。 国が概ね5年に1回実施する経済センサスによると、花巻市内の事業所数は減少しているが、従業員数は増加している。また、花巻公共職業安定所の資料によると、各年度の4月から3月までの年度平均有効求人倍率は平成26年度から常に1倍を超えており、花巻市では職を求めている求職者数よりも求人が多い状態が恒常化しており、市内には一定の雇用の場が確保されているといえる。県内では北上市に次いで2番目となっている。 市内に進出を希望する企業や事業拡張あるいは移転先を探している地元企業の要望に応えきれないことから、新たな企業の受け皿となる産業団地として、令和6年3月に開通した花巻PAスマートインターチェンジに近接し、農業振興地域に指定されていなかった実相寺・山の神地区において、約32.9haの計画面積を有する花南産業団地の整備に取り組んでいる。 現在の整備状況については、花南産業団地中央部のB工区、約12.3haを先行して整備しており、令和8年3月に供用開始をしたところである。 令和7年度末の分譲状況については、令和7年5月にAB区画3.2haを市内物流事業者である岩手雪運株式会社へ分譲したほか、令和6年1月に、G区画0.33haについて、大阪府大阪市に本社を有する株式会社マツムラと土地売買契約を締結した。なお、立地を決定した2社の新規雇用予定者数は合計で80名程と伺っている。 残る5区画についても、企業からの正式な分譲協議書の提出までには至っていないものの、関心を寄せている物流業や製造業の企業が複数あり、協議を進めている状況であるほか、C工区及びA工区についても、関心を寄せた企業に対し、企業側の想定される進出時期を踏まえ、A及びC工区の計画を紹介している状況である。 その他の雇用確保対策としては、高度な技術を保有する研究開発型企業及び新規事業を展開しようとする企業を育成し、新たな雇用の確保を図るとともに、特色のある新事業の創出及び地域産業の発展のため、「花巻市新事業創出基盤施設」として、「花巻市起業化支援センター」、「花巻市資質工場」の計3つの施設を設置している。 各施設には入居施設としての機能が備わっており、花巻での事業展開を計画し一時的に活動拠点が必要な企業や起業化を自ら実施しようとする方に、貸研究室や貸工場を提供している。専任のコーディネーターが常駐し企業支援を実施し、市内での事業展開へ向けて支援を行っている。 なお、市内で既に事業展開をしている企業については、製造業や建設業をはじめ宿泊業、医療・福祉・介護関連など幅広い業種で人材確保が困難な状況であると伺っており、人材確保を支援するため、就職ガイダンス等への出席経費や求職求人サイトへの登録掲載費、求人を目的とした広報ツールの制作費等、人材確保・定着を目的とした事業に要する経費に対し補助金を交付するとともに、人口減少も視野に入れ、既存業務の省力化に資する製品や設備、ソフトウェアの導入等、人手不足解消のための省力化に係る経費に対する補助金の交付している。 その他、市内企業の人材確保を支援するため、外国人人材採用、自社の魅力発見・発信力の向上セミナー、職場定着セミナー、高卒新卒採用セミナーを開催した。今年度は、外国人人材雇用に関するセミナーも開催予定である。 高校生や既卒等の職を求めている方々に市内企業を知っていただくため、市内企業のWeb検索サイト「おしごとNAVI花巻」を令和5年2月より公開しており、求職者が市内にどのような企業があるのか企業名や業種などによって検索が可能となっているほか、企業の情報発信のツールとして活用いただいている。 加えて、高校生を対象に、市内企業に興味を持ってもらい、将来の職業選択のきっかけづくりの機会とするとともに、市内企業の人材不足解消の一助となるよう、市内企業見学バスツアーや市内企業合同説明会を開催するとともに、東京圏や県外からのU1ターン者向け支援を行っている。 令和7年度からは、日本学生支援機構が貸与する奨学金の返還義務があり、令和7年4月1日以降に市内に本社または本店がある企業に新たに常用雇用されるか、「ユースエール認定」「くるみ認定」「えるほし認定」「いわて女性活躍企業等認定」「いわて子育てにやさしい企業等認証」「いわて働き方改革推進運動」のいずれかを受けている、または参加している企業に新たに常用雇用されるか、市内に5年以上定住する意思のある方を対象に、奨学金の返還に対する花巻市日本学生支援機構奨学金返還支援事業補助金を新たに実施し、市内への定住と市内企業への就職の支援を行っている。 就職や仕事に関する相談窓口として、花巻駅前のビジネスインキュベータ内にジョブカフェはなまきを開設し、若年者に限らず求職者であれば年齢問わず利用することができ、キャリアコンサルタントが応募書類作成指導や面接指導等を行っている。	完了
4	地域振興課	地域づくり課	地域づくり交付金について	日居城野地区コミュニティは松園町1区から5区に新田が加わり6地区で構成されている。盆踊りや運動会をコミュニティ地区として取り組もうと考えている。盆踊りや運動会での参加賞や記念品には交付金と使用することはできないと以前伺っていたが、一番経費がかかるのはそこである。 地域に若い世代もいるが、自治会入会を拒否する方もいる。また、高齢あるいは経済的な理由で退会される方もいる。自治会費だけでは立行かなくなるのではないかとということで、できるだけ交付金を活用させていただきたい。	【地域づくり課長】 コミュニティ地区で運動会や盆踊りを実施することは、親睦を深めるとい意味でもとても良い取り組みだと思う。 以前お話があり、地域支援監よりご説明をしているところであるが、地域づくり交付金は地域づくり交付金交付要綱、地域づくり交付金事務処理要領において、交付の対象について定めている。地域づくり交付金の使途は補助金(公金)の観点で考えなければならないと思っている。ここで私が交付金の使途の良し悪しを一方的に決めることは出来ない。記念品や参加賞なども額の程度や内容もあらうかと思うが、この点も皆さんと一緒に考えたい。他のコミュニティ会議にも聞くことが大事であると考えている。改めてお話を伺いたいと思う。 【地域振興部長】 一度持ち帰りをさせていただき、その上で相談をさせていただきたい。 【地域づくり課補正】 不特定の方あるいは構成員全員に対する配布物、例えば参加賞的な景品等を購入し参加者全員に配ることは、交付金のばらまきになってしまい公益上、使途として認められないこととしており、これまでもコミュニティ会議に説明をきたところである旨を説明し、ご了承をいただいた。	コミュニティ地区で運動会や盆踊りを実施することは、親睦を深めるとい意味でもとても良い取り組みだと思う。 以前お話があり、地域支援監よりご説明をしているところであるが、地域づくり交付金は地域づくり交付金交付要綱、地域づくり交付金事務処理要領において、交付の対象について定めている。 地域づくり交付金の使途は補助金(公金)の観点で考えなければならないと思っている。ここで私が交付金の使途の良し悪しを一方的に決めることは出来ない。記念品や参加賞なども額の程度や内容もあらうかと思うが、この点も皆さんと一緒に考えたい。他のコミュニティ会議にも聞くことが大事であると考えている。改めてお話を伺いたいと思う。 不特定の方あるいは構成員全員に対する配布物、例えば参加賞的な景品等を購入し参加者全員に配ることは、交付金のばらまきになってしまい公益上、使途として認められないこととしており、これまでもコミュニティ会議に説明をきたところである旨を説明し、ご了承をいただいた。 日居城野地区コミュニティ会議の役員会において、地域づくり交付金の使途の考え方についてあらためて説明。(R8.3)	完了
5	建設部 農林部 財政部	建築住宅課 農村林務課 資産税課	空き家について	昨年の市政懇談会で話題になった空き家についてだが、私の地区でも空き家が増えてきている。草が背丈以上に数枚地外にはみ出していたり、野良猫が住みつき近所が困っている。 野良猫については、保健所に相談している。近くで熊が出没しているので、空き家に住みつかれたら困る。 市や法務局に行き空き家の持ち主を探し、固定資産税を払っている人に連絡をとってほしいと伝えたが、できないと言われた。	【建設部長】 空き家についてご相談をいただいたときには、職員が現地に行き、草の繁茂等の状況を確認する。しかし、空き家というのは個人の持ち物であり、市役所としてできることは限られている。固定資産税の支払い通知に、空き家対策のチラシを同封したり、空き家について相談があった場合は個別にお知らせをしている。まずは、持ち主に改善をさせていただくことが大事だと思っている。 例えば倒れてきて道路が塞がれているなど周辺に迷惑をかけている空き家については、次の手段として特定空き家の法理に基づいた、認定を行い対応していくことになる。個人の財産であることから、市が直接介入し取り壊すことは難しいが、1件事例がある。上町の空き家で崩壊し壁が剥がれ落ち、通行人にあたってしまう可能性があるが、持ち主に経済的能力がなく改善が見えないことから、様々な手続きをして約10年をかけて対応した。個人の財産である以上、市としてできることは限られているが、相談があった場合は持ち主に改善を求めていくということで、対応していきたい。 お話の空き家については、具体的にお話を伺い担当に伝えたいと思う。 【副市長】 部長が話した通り、個別に場所を教えていただき、現地を確認させていただきたい。 固定資産税の通知には、所有者等の責務に関するリーフレットを同封し、広報にも掲載している。専門家の方にお話しができる空家相談会も毎年開催しているので、周りに空き家を所有している方がいたらやっぱり相談会があることをお知らせしていただければと思う。 松園町のコマリ付近でクマの目撃情報があった。今年は目撃情報が多く、先日北上市で痛ましい事故がおきた。空き家に限らず、皆様の庭に不要の柿や栗の木がある場合、その木の伐採にかかる費用の補助をしているので、活用していただければと思う。農村林務課が担当しており、鳥獣被害を防止するため電気柵の購入補助も行っている。	【建築住宅課】 空き家についてご相談をいただいたときには、職員が現地に行き、草の繁茂等の状況を確認する。しかし、空き家というのは個人の持ち物であり、市役所としてできることは限られている。 固定資産税の支払い通知に、空き家対策のチラシを同封したり、空き家について相談があった場合は個別にお知らせをしている。まずは、持ち主に改善をさせていただくことが大事だと思っている。 例えば倒れてきて道路が塞がれているなど周辺に迷惑をかけている空き家については、次の手段として特定空き家の法理に基づいた、認定を行い対応していくことになる。個人の財産であることから、市が直接介入し取り壊すことは難しいが、1件事例がある。上町の空き家で崩壊し壁が剥がれ落ち、通行人にあたってしまう可能性があるが、持ち主に経済的能力がなく改善が見えないことから、様々な手続きをして約10年をかけて対応した。個人の財産である以上、市としてできることは限られているが、相談があった場合は持ち主に改善を求めていくということで、対応していきたい。 (対応状況) R7.7.8 現地を確認の上、所有者の相続人に文書を送付 【資産税課】 空き家の所有者等が自ら適切に管理しなければならないことを認識していただくため、毎年送付する固定資産税の納税通知書に、所有者等の責務に関するチラシを同封し、空き家対策、問題についての注意喚起をしている。 【農村林務課】 皆様の庭に不要の柿や栗の木がある場合、その木の伐採にかかる費用の補助をしているほか、鳥獣被害を防止するため電気柵の費用に対し、農村林務課が担当しておりの購入補助を行っている。	完了